

日本産業ストレス学会表彰制度規程・細則

表彰制度規程

第1条 日本産業ストレス学会は産業ストレスの研究と実地活動に著しく寄与した学会員を顕彰するために表彰を行う。

第2条 表彰制度として、学会賞、功労賞、奨励賞を設ける。

第3条 学会賞、功労賞、奨励賞の選考は別に定める細則に基づき選考委員会が推薦し、常任理事会で決定する。

第4条 選考委員会は理事3名で構成する。選考委員は理事長が理事会に諮り、委嘱する。委員長は委員の互選による。

2 選考委員の任期は3年とする。

3 選考委員会は当該年度6月末日までに受賞候補者を常任理事会に推薦する。

4 常任理事会は委員会の推薦に基づき、受賞者を決定し、理事会、評議員会、総会に報告する。

第5条 表彰は日本産業ストレス学会総会において行う。

2 受賞者には表彰状および記念品を授与する。

3 奨励賞受賞者には副賞を授与する。

(付則)

1. この規程の変更は、理事会の議決による。
2. この規程は、平成23年7月21日から施行する。

学会賞選考細則

第1条 日本産業ストレス学会学会賞(以下学会賞という)は、永年にわたる研鑽によりすぐれた研究業績を挙げ、日本産業ストレス学会の発展充実に貢献の著しい本学会会員を顕彰することにより、わが国の産業ストレスに関する研究および実地活動の向上を図ることを目的とする。

第2条 学会賞の受賞者は産業ストレスに関する研究・活動を通じて学会の発展に著しく貢献したもので、正会員歴が10年以上のものとする。

2 受賞者数は原則として毎年1名以内とする。

第3条 候補者の推薦は原則として正会員2名の推薦状を付して、下記の書類を理事長に提出する。ただし、推薦者のうち1名は受賞候補者と同一機関以外のものとする。

- (1) 候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴、関連論文目録
- (2) 業績の概要(2000字以内)
- (3) 受賞対象となる研究または活動業績に係わる論文等の資料
- (4) 推薦状

2 候補者の推薦は、毎年1月1日から5月31日までの間に行う。

(付則)

1. この細則の変更は、理事会の議決による。
2. この細則は、平成23年7月21日から施行する。

功労賞選考細則

第1条 日本産業ストレス学会功労賞(以下功労賞という)は、永年にわたる研鑽により、日本産業ストレス学会における活動を通じて学会の発展充実に著しく貢献した正会員を顕彰することにより、わが国の産業ストレスに関する研究および実地活動の向上を図ることを目的とする。

第2条 功労賞の受賞者は以下のすべての条件を満たす者とする。ただし、現常任理事は受賞対象から除く。

- (1) 日本産業ストレス学会の正会員歴10年以上の者
- (2) 評議員歴5年以上の者
- (3) 学術総会の開催、役員あるいは委員長としての活動、あるいはこれと同等と認められる活動を通じて日本産業ストレス学会に著しい貢献を行った者

2 受賞者数は毎年若干名とする。

第3条 候補者の推薦は原則として正会員2名の推薦状を付して、下記の書類を理事長に提出する。ただし、推薦者のうち1名は受賞候補者と同一機関以外のものとする。

- (1) 候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴
- (2) 業績の概要(2000字以内)
- (3) 受賞対象となる業績目録
- (4) 推薦状

2 候補者の推薦は、毎年1月1日から5月31日までの間に行う。

(付則)

1. この細則の変更は、理事会の議決による。
2. この細則は、平成23年7月21日から施行する。

平成25年11月14日改訂

奨励賞選考細則

第1条 日本産業ストレス学会奨励賞(以下奨励賞という)は、産業ストレスの分野における研究または実地活動において、価値ある業績を挙げている会員を表彰することにより産業ストレスに関する研究と実地活動の振興と奨励を図ることを目的とする。

第2条 奨励賞の受賞者は、5年以上日本産業ストレス学会の正会員であり、以下の活動成果並びに業績を挙げたものとする。

- (1) 現在の成果ならびに将来発展の可能性
- (2) 産業ストレス研究・実地活動への实际的貢献

2 受賞者数は原則として毎年2名以内とする。

第3条 候補者の推薦は、原則として正会員2名の推薦状を付して、下記の書類を理事長に提出する。ただし推薦者のうち1名は同一機関以外のものとする。

- (1) 受賞候補者の氏名、生年月日、所属、所属先住所、略歴
- (2) 研究・実地活動の概要(2000字以内)
- (3) 受賞対象となる研究・実地活動の資料等
- (4) 推薦状

2 候補者の推薦は、毎年1月1日から5月31日までの間に行う。

(付則)

1. この細則の変更は、理事会の議決による。
2. この細則は、平成23年7月21日から施行する。